② 入札談合・官製談合防止は万全ですか

1 入札談合と官製談合とは?

(1)入札談合とは

公正かつ自由な競争を通じて契約の相手方や契約価格等を決める過程において、事業者が競争を回避するため、入札参加者等の間であらかじめ受注予定者や受注価格等を取り決めるなどの行為をすることです。



過剰な値引きはやめて おきましょう。どうせ うちらが応札しないと 困るのは官側ですから

(2) 官製談合とは

発注機関側(各省各庁)の職員が関与した入札談合のことです。具体的な関与については、法律で次の4類型が定められています。

入札談合等関与行為

4類型

- ①談合の明示的な指示
- ②受注者に関する意向の表明
- ③発注に係る秘密情報の漏えい
- ④特定の談合の幇助

【入札談合等関与行為防止法第2条第5項】



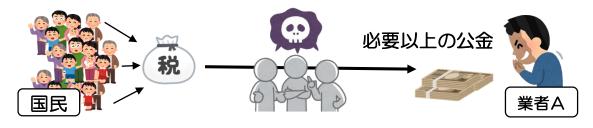
一般的な相場:90万円

② 入札談合・官製談合防止は万全ですか

2 入札談合・官製談合防止は、なぜ必要なの?

入札談合・官製談合が発生すると、事業者同士が競争をしなくなる ため、公正かつ自由な競争が行われた場合に比べて、契約価格が高く なります。

また、官製談合を行うということは、国民の税金を適正に使わなければならない発注機関側が入札談合を主導したり、助けたりすることであり、防衛省・自衛隊に対する国民の信用を著しく失墜させることになります。



心掛けるポイントは?



3

- 関係法令等について継続的な教育の実施
- 入札状況や落札結果に不自然な点は見られないか日頃から注意
- 調達等関係職員の定期的な補職替え(3年以内)
- 業界関係者と接触する場合の対応

必要と認められる場合のみ 接触可

- 各種手続き等
- 契約相手方との調整等
- ・情報収集、講習会等への参加 情報収集も重要であるため、必要 以上に委縮するは必要なし。

接触場所の制限

やむを得す執務室 で接触する必要が ある場合は、パー ティションで暫定 的に区画する等の



|適切な情報保全措置が施された場所。

接触時は原則二人以上で対応 退職者が含まれる場合は、少なく とも1名は、部員以上の隊員、幹 部自衛官又は幹部自衛官相当の事 務官等。

適時適切に報告すべき事項

業者から働きかけを受けた場合は、直ちに接触を中止し、速やかに報告。



- 談合情報を見聞きしたら契約担当官(※)等へ、まずは相談・ 通報・報告
 - ※基地・駐屯地の会計隊長等が該当します。

⑫ 入札談合・官製談合防止は万全ですか

4

調達等関係業務に従事している職員とは?



調達等関係業務に従事している職員とは、調達等関係 職員だけでなく、研究開発、機種選定等の業務を行う 職員も含まれます。もちろん、事務官等と自衛官との 区別はありません。

仕樣書

【調達等関係業務】

- ア 調達要求書の作成(当該調達要求のための仕様書の作成を含む)
- イ 業者の資格審査及び登録
- ウ 予定価格の作成
- 工 原価監査
- ※ 才 契約相手方の選定及び契約の締結
 - カ 監督及び検査
 - キ 代金の支払
 - ク アからキまでに掲げる業務に関係する資料の作成(当該資料の合議及び 決裁を含む)並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集

調達等関係業務

研

究

開

発

業

務

- ア
 装備品等研究開発見積依頼及び装備品等研究開発見積りの作成
- イ 装備品等研究開発要求の作成
- ウ実施計画の作成
- 工 概算要求に係る資料の作成
- |オ 什様書の作成
- カ 事業者等に対し、性能、所要経費、後方支援等に関する内容を含めた提案書の提出を求める文書の作成
- キ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施
- ク アからキまでに掲げる業務に関係する資料の作成(当該資料の合議及び 決裁を含む)並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集
- 機プ運用要求書の作成
- 種 イ 要求性能書の作成
- 選 ウ 仕様書の作成
- 定 工 提案要求書の作成
- 等 | オ 評価基準書の作成及び評価基準に基づく評価の実施
- 業 力 アからオまでに掲げる業務に関係する資料の作成(当該資料の合議及び 務 決裁を含む)並びに当該資料の作成に係る所要の調整及び基礎資料の収集
- ※ 調達等関係職員には、上記の調達関係業務のア〜キのほか、次の業務も含みます。
 - 調達等関係書類の保全管理
 - 補給、整備、調達、技術を所掌する部課等の業務で、ア〜キに密接に関係する 業務

② 入札談合・官製談合防止は万全ですか

5 違反事例

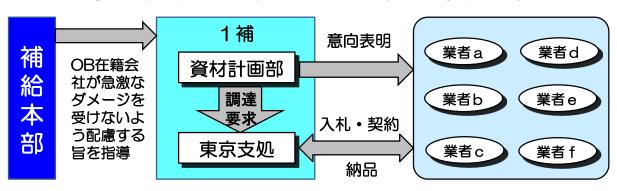
(1) 防衛施設庁における官製談合事案

防衛施設庁が、関係する建設会社に退職者の受入れを求めるとともに、各防衛施設局発注の各工事をそれらの受入会社に割り振り、 その割り振りに沿って業界内で談合を実施させていたという、大規模かつ組織的に敢行された官製談合事案です。



(2) 航空自衛隊第1補給処における官製談合事案

航空自衛隊第1補給処(1補)において、余剰予算の執行及び航空自衛隊退職者の在籍する事業者への配慮等を背景として、オフィス家具等の契約に関して組織的に行った官製談合事案です。



- 1 職員による受注事業者の割り振りとそれに沿った談合の教唆を行った。 【免職、降任、停職、減給、戒告等】
- 2 入札前の談合の教唆を行った。【停職、減給、戒告等】

【その他の違反事例】

- 粉ミルクを調達する一般競争入札において、数社に順番に受注させる ため、隊員が業者と共謀し、業者に対して文書の郵送や電話連絡により 入札価格等を教示した。
- 新規装備品の開発業者を選定するための企画競争において、特定の 業者が有利となるように、隊員が競争相手の業者や官側の情報を提供し、 入札等の公正を害する行為を行った。